

愛知県集落地域整備基本方針

第1 県全体に係る事項

(1) 集落地域整備の基本的な考え方

本県は、本州のほぼ中央に位置し、自然条件、交通・立地条件に恵まれ中部圏の中核として、今後とも産業経済の発展が見込まれている。

こうしたなかにあつて、本県の農業については、木曾川、矢作川、豊川の三大河川によって培われた肥沃な土壌と、温暖な気候、恵まれた市場条件のもとに園芸及び畜産を中心に全国有数の農業地帯として発展してきたが、今後とも大消費地を控えた市場立地の優位性を活かし、生鮮食料の供給基地として、その全国的な役割を果たしていくと考えられる。

一方、本県の商工業は、自動車、工作機械、繊維、陶磁器などの製造業の活発な生産活動を軸としつつ、そうした生産を支援する知識、技術が蓄積し、都市的機能の集積にもささえられて、工業、流通業、サービス業それぞれが相互に活力を生かしつつ、技術革新の成果や時代を先取りした感性を取り込み、産業構造全体の高付加価値化を図っていくことにより、引き続き発展を持続していくと考えられる。

これに伴い、住宅用地、工場用地、道路等の公共用地等の土地需要が見込まれ、こうした都市的土地需要や農村地域における混住化の進展を踏まえ総合的な土地利用の調整を図る必要がある。特に、農村地域の集落周辺の地域においては秩序ある土地利用が図られず、農業生産機能の低下、居住環境の悪化等の問題が生じてきており、このような状況に対応して、良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、農業の生産条件と都市環境の調和のとれた地域の整備を推進するとともに、適正な土地利用を実現する。

以上の観点から、本県における集落地域整備の基本的な方針は次ぎのとおりとする。

(2) 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

対象とする集落地域は、都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域と農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域が重複した区域で、つぎにあげる条件に該当する区域とする。

規模等	対象区域内の集落戸数 おおむね 1 5 0 戸以上 対象区域内の農用地面積 おおむね 1 0 h a 以上
農業等の状況	混住化、兼業化の進展に伴う無秩序な土地利用等により農業生産機能の低下または農業生産活動環境の悪化等が生じている区域及び生じるおそれのある区域。
居住環境等の状況	生活道路の狭小、下水道等排水施設の不備、緑地及び生活利便施設の不足等により生活環境上の問題がある区域及び問題が生じるおそれのある区域。

(3) 集落地域の整備又は保全の目標

集落の将来像を踏まえて、農業生産機能と居住環境の調整を図り、整備又は保全する。

良好な農業生産機能の確保については、適正な土地利用を図りながら農業生産基盤の整備を行うとともに、中核的担い手農家への農用地利用の集積を図る。

また、居住環境の整備については、田園特有の恵まれた自然、静穏な居住性に十分配慮しつつ、道路、下水道等の整備を図るとともに、農地宅地等の調和を図りつつ良好な環境の保持、形成に努める。

(4) 集落地域における土地利用に関する基本的事項

<p>農用地と宅地の配置の考え方</p>	<p>良好な農業生産機能と居住環境の確保を図るため、地域住民の要望を反映しつつ、面整備事業等により地権者の権利交換等を行い、集落の形態別に、以下の考えに基づき、農用地と宅地を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none">・居住区域、農用地区域がまとまりをもって配置されている集落においては相互の機能を阻害しないよう調和ある集約を図り、生活環境の整備と農業生産機能の強化を図る。・農用地等のなかに宅地が散在している集落においては宅地密度の高度化を抑制し宅地と農地が調和した良好な農村景観を保持する。
<p>農用地の整備の考え方</p>	<p>農用地については、地域の農業の動向を総合的に勘案しながら農業生産基盤の整備を推進することにより、集団性を確保するとともに、流動化を促進して中核的担い手農家の育成を図る。</p>
<p>宅地整備の考え方</p>	<p>既成集落の土地の区域のうち、良好な居住環境を形成しているエリアについては、その保全を図り、一方居住環境上問題のあるエリアについては、介在農地を種地とした面整備事業等により整備を図る。</p> <p>新規宅地の整備については、治水上の配慮を行い、その規模については、農業集落としての恵まれた自然条件を確保するため、既存の宅地面積を最高限度として、その範囲内で宅地需要に対応する。質的には、1宅地あたりの面積は当該集落の実態を勘案しつつ良好な住宅の形成を図るものとする。</p>

(5) 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

秩序ある土地利用による良好な農業生産条件を確保するため、ほ場整備事業等により、農業的土地利用と非農業的土地利用に区分し、土地基盤の整備を図る。

また、農業生産流通体系の整備改善及び農業生産活動環境の保全整備等を図るため、農業用施設を明確に位置付け、農道、集落道、集落排水、集落排水処理施設等を整備する。

一方、中核的担い手農家への農用地利用の集積により、経営規模の拡大を図る。

(6) 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項

集落の生活道路については、自動車の普及、農業機械の大型化等を勘案し、相互交通を可能にするとともに、防災時の対応を勘案し、最低4m以上の幅員を確保する。

生活排水等の処理については、流域下水道、公共下水道と調整しつつ必要に応じ集落単位で処理を行うものとする。

公園については、寺社等の緑地空間を勘案したうえで、適切な位置及び規模で配置する。

また、生活利便施設については、店舗、集会施設等必要に応じて、適切な位置に配置する。

新規宅地の整備にあたっては、下流河川及び周辺地域に対する治水上の配慮に努め、必要な措置を講ずる。

(7) その他必要な事項

特になし。

第2 個別の集落地域に係る事項

1. 上郷配津地域

(1) 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

位 置	愛知県豊田市配津町、幸町、畝部西町（各町の一部）
区 域	別図のとおり

(2) 集落地域の整備又は保全の目標

現 況	<p>本地域は、稲を中心とした農業地帯であるが、近年、自動車産業を核とした諸産業に伴う宅地需要、道路等の公共用地の土地需要等が増大し、無秩序な土地利用、水質汚濁等が生じており、営農条件及び居住環境上に支障がおきている。</p>
整備または 保全の目標	<p>秩序ある土地利用による良好な営農条件を確保するため、集落周辺のほ場整備等を行うことにより、農用地としての保全を図るとともに、将来の宅地需要にも対応する。</p> <p>また、田園の特性を生かした良好な居住環境を図るため、営農面にも留意しつつ、生活道路、集落排水、公園等の整備を行う。</p>

(3) 集落地域における土地利用に関する基本的事項

農用地と宅地の配置の考え方	農振農用地区域については、将来的にも優良農地として確保していく。また、農振農用地区域以外の区域で、県道駕鴨・安城線と普通河川渡刈川に挟まれた農用地の一部及び畝部西町の農用地の一部は新規宅地の区域（約5ha）として配置し、これ以外のまとまった農用地は当面の間、農用地として保全していく。
農用地の整備の考え方	ほ場整備等を行うことにより、良好な営農条件の確保を図る。
宅地整備の考え方	既成集落の土地の区域は、現在の町並みを保全し、さらに居住環境や景観の保全を図りつつ、必要な道路等を整備する。 新規宅地の区域については、治水上の配慮を行うとともに、田園特有の恵まれた居住環境に留意しつつ、土地区画整理事業等を実施することにより宅地としての整備を図る。

(4) 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

<p>農 用 地</p>	<p>農振農用地区域については、区画は10a程度で整備されているが、用排兼用水路、区画の狭小等により近年の営農形態上、支障をきたしており、将来的にも優良農地として確保していくため、ほ場整備を実施する。</p> <p>集落周辺農用地は基盤が未整備であり、無秩序な土地利用等により、営農上障害となっているので、宅地需要を勘案してほ場整備を行う。この農用地については、農用地利用保全協定を締結することにより、当面の間農用地として活用する。</p>
<p>農業用施設等</p>	<p>良好な農業生産活動を行うため、農道及び集落道の整備を行うとともに、安全性及び防災上の機能の確保を図るため、防犯灯、防火水槽等を整備する。</p> <p>一方、農業従事者等の健康増進及び憩いの場として、各集落に農村公園を配置する。</p> <p>また、農業用排水の水質保全等を図るため、農業集落排水施設を整備する。</p> <p>農業経営の合理化等を図るための、ライスセンター等の近代化施設については、既設施設を利用する。</p>
<p>その他 営農条件</p>	<p>特になし</p>

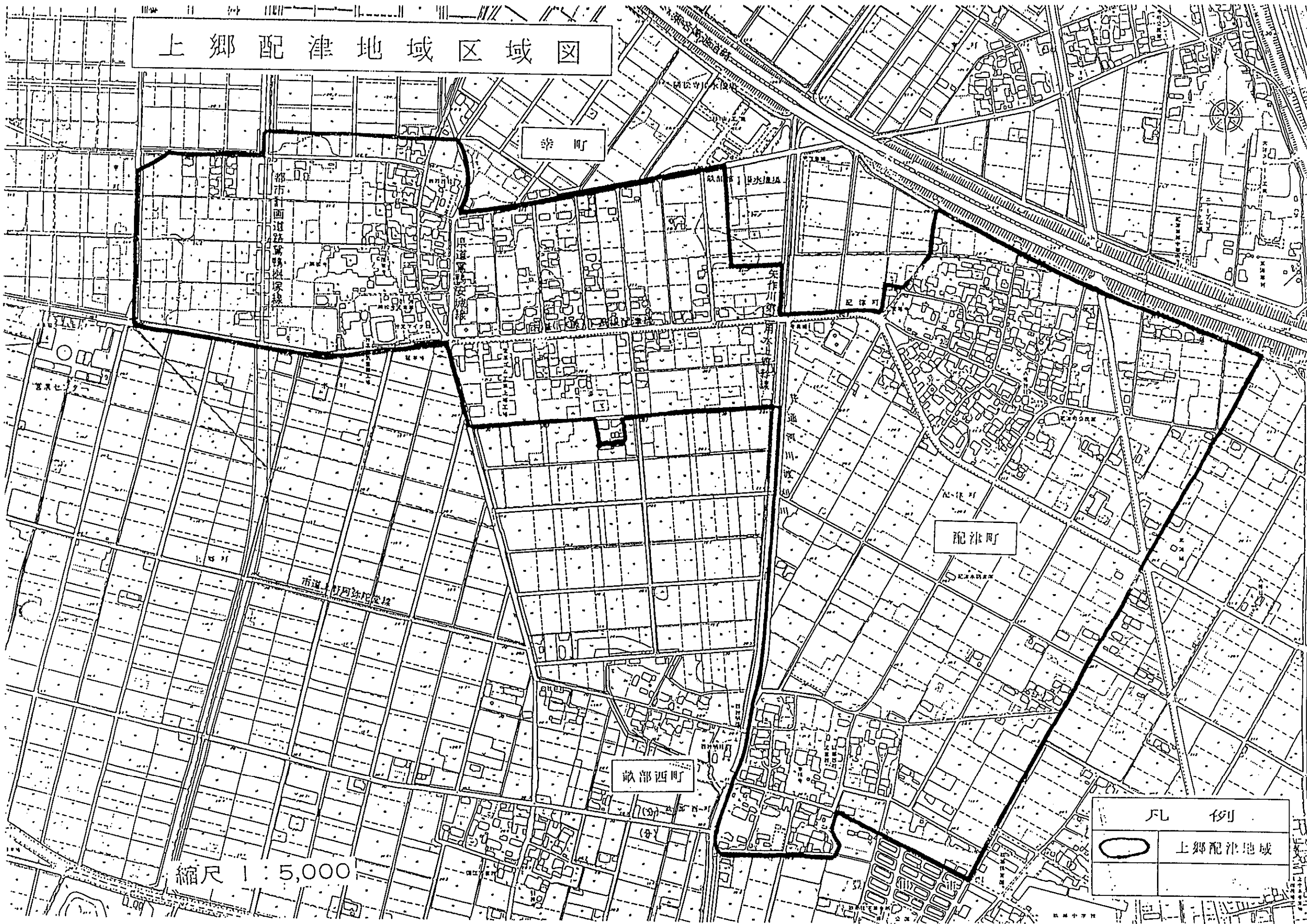
(5) 集落地域における公共施設の整備及び居住環境の整備に関する基本的事項

公共施設	<p>新規宅地の区域については、土地区画整理事業等により、良好な居住環境を形成する。</p> <p>既成集落の土地の区域については、住民の交通網の円滑化を図るため、生活道路を整備する。</p> <p>また、公共用水域の水質保全及び生活排水の改善を図るため、排水施設を整備する。</p> <p>住民の憩いの場として、公園を各集落に配置する。</p> <p>新規宅地の整備にあたっては、下流河川及び周辺地域に対する治水上の配慮に努め、必要な措置を講ずる。</p>
建築物等の規制、誘導	<p>田園特有の恵まれた居住環境の確保、及び優れた町並の保全、維持、形成を図るため、新規宅地を含めた建築物等について、用途、建ぺい率、敷地面積、高さ等必要な事項について一定の規制を行う。</p>

(6) その他必要な事項

特になし。

上郷配津地域区域図



幸町

配津町

畷部西町

縮尺 1 : 5,000

凡例
上郷配津地域